

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 高橋 幸一郎

市町村名 (市町村コード)	昭和村 (448)	
地域名 (地域内農業集落名)	永井土地改良区 (永井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年11月26日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

不整形又は狭小地の農地が多く、畑への進入路も狭いことから、農業機械の大型化が進む近代農業に於いては決して耕作条件が良いとは言えないが、二代目、三代目の後継者が耕作を担い、遊休農地の発生は現状は抑えられている。

しかしながら、近年の燃料・資材価格の高騰、気候変動による異常気象、取引価格の下落、消費者の食生活の変化等、経営を逼迫する要因は多岐にわたっている。特に気候変動による異常気象や気温の変化は作物に多大な影響があり、この地区は土地改良している区域に比べて、豪雨等の被害を受けやすいため、安定的な生産に不安が残る。

今後の課題は土地改良事業を実施し、農地の集積・集約、水源の確保により作業効率の向上を図るほか、区画整理により災害に強い農地で継続した営農や新規就農者が入りやすい環境作りが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手によるこんにゃく芋やレタス等の大型野菜を主要作物として規模拡大を進め生産力を向上してきたが、土地改良事業が実現した場合、農業用水によりハウス栽培が可能となり、多種多様な作物の生産が可能となる。また、農地の集約により、効率化をはかり生産性の高め、農業者の所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業者等に対し、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。また、農業委員等の活動により、農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の積極的な活用につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
赤城西麓敷島1-2地区の土地改良事業に向けて、推進委員を立ち上げ、事業実現に向けて進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、村、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所等各機関と連携し、相談から定着までの体制づくりに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害防止対策として、村では電気柵設置に対して補助金を交付している。地域農業者及び関係機関と連携し、獣害被害を防止するため、様々な対応策に取り組む。
- ② 環境に配慮した有機や減農薬等を推進し、付加価値により所得向上を図る。
- ③ 自動運転やドローン等の活用により作業効率の向上、省力化を図り、規模拡大を進める。
- ⑧ 土地改良事業を進め、農業用水の確保を図る。